

農地借り受け申出書

令和 年 月 日

可児市農地銀行 あて

住所	
氏名	
電話	

下記のとおり農地の借り受けの申し出をします。

1. 借り受け希望する農地の明細

田・畑の別	1. 田	2. 畑	ほ場条件	1. 整備済	2. 未整備	
作付作物	1. 稲作	2. 畑作()	3. 果樹	4. 不作付		
貸付期間	年間	年間賃貸料	10アールあたり	円		
借り受け希望地区						
借り手が耕作している農地の明細(所在地)			地目	現況	地積(m ²)	
合計面積			m ²			
借り手の世帯員	氏名	年齢	性別	続柄	職業	農作業従事日数
主要な農機具等	種類	規格	数量	種類	規格	数量

現地確認調査・意見書欄 (※農地銀行推進員が記入)

確認者氏名 (農地銀行推進員)	現地確認日 令和 年 月 日
意見	

農地貸し出し申出書

令和 年 月 日

可児市農地銀行 あて

住所	
氏名	
電話	

下記のとおり農地の貸付の申し出をします。

1. 貸し付け申し出をする農地の明細 (位置図添付)

所在地	地目	現況	地積(m ²)
ほ場条件	1. 整備済 2. 未整備	田・畑の別	1. 田 2. 畑
作付作物	1. 稲作 2. 畑作() 3. 果樹	4. 不作付	
貸付期間	年間	年間賃貸料	10アールあたり 円
貸付地の管理状況			

現地確認調査・意見書欄 (※農地銀行推進員が記入)

確認者氏名 (農地銀行推進員)	現地確認日 令和 年 月 日
意見	

可児市農地銀行制度（概略）

購入や借り受け希望を持っている農家の方等（借り手）の情報を、農地を売却や貸出しを希望する農地をお持ちの農家の方（貸し手）へ照会します。

制限・条件

- ・貸し手の承諾がなければ、貸し手の情報は提供しません。
- ・借り手の登録申請には、貸し手への情報提供をすることを条件としています。
- ・農地転用目的や開発目的等の営利目的による恐れがある場合には、あつせんしません。
- ・特別の事情がない限り、最低3年間は適正に作付けし肥培管理することが条件です。
- ・貸借・売買は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行っていただきます。
- ・貸借・売買できるのは、農業のために利用される農地に限ります。
- ・借り手は、農用地のすべてについて耕作し、農作業に常時従事することが要件です。
- ・賃貸料や期間は、双方の話し合いで決めます。
- ・約束の期限がくると、離作料なしで返還されます。再設定もできます。
- ・原則として途中解約はできませんが、双方が合意すれば途中解約ができます。

あつせんの手順

- ①貸し手も借り手も農地銀行への登録申請をしていただきます。
- ②貸し手へ借り手の情報を提供します。
- ③貸し手の承諾を得てから、借り手へあつせんと情報提供をします。
- ④双方が合意します。
- ⑤あつせんが成立した土地は、農業経営基盤強化促進法第18条の手続（農業委員会の承認が必要）により貸借等を結びます。

